

道路後退用地の手引き

(寄附・無償使用承諾)

- ① 『本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱』
- ② 『本庄市道路後退用地整備要綱』
- ③ 『本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱』 (別冊)



令和4年1月
本庄市



はじめに

私たちの身近にある道路は、交通の手段としての目的はもちろん、通風・採光・日照などの住環境を整え、また、災害時の避難・消防活動を助けるなど大切な役目を担っており、その幅員は4メートル以上が必要とされております。

しかし、市内にはこの4メートルに満たない道路がたくさんあり、これらの機能を十分に果たすことができません。健全な道路の機能を確保するために、本庄市総合振興計画では狭あい道路の解消を行うことを施策の一つとして掲げています。

本市では、平成5年に限定特定行政庁となったことを機に「本庄市建築行為に係る道路後退用地の整備要綱」を制定し、建築行為に係る道路後退用地の整備を推進してまいりました。その後、平成18年の児玉町との合併後、さらなる居住環境の向上を図るため、「本庄市建築行為に係る道路後退用地の整備要綱」を廃止し、新たに「本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱」及び「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定しました。

さらに、平成30年3月には本庄市立地適正化計画に定める居住誘導区域における狭あい道路の整備を促進するため、「本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱」を制定しました。

これらの施策は、狭あい道路の中心より2メートルまでの道路後退部分の寄附や無償使用承諾をしていただくことによって、道路の拡幅整備を行い、居住環境の改善を図るものです。

大切な財産である個人の所有地（後退部分）を道路部分として寄附や無償使用承諾していただくことはご負担をかけることとなりますが、住みよい安全なまちづくりを進めるため、みなさん一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年1月 改訂

本庄市都市整備部道路管理課
本庄市都市整備部道路整備課
本庄市都市整備部建築開発課

目 次

◎手続きの流れ

道路後退用地手続き（寄附・無償使用承諾）の流れ	1
-----------------------------------	---

① 本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用補助金交付要綱

第1条 趣 旨	2
第2条 定 義	2
第3条 補 助 対 象	2
第4条 適 用 の 除 外	2
第5条 補 助 金 の 額	3
第6条 補助金交付の申請	3
第7条 補助金の交付決定等	3
第8条 計画変更等の承認	3
第9条 補 助 金 の 交 付	4
第10条 交付決定の取消し及び補助金の返還	4
第11条 検 査	4
第12条 補助金の交付手続の特例	4
第13条 そ の 他	4

【様 式】※提出に必要な書類のみを掲載しています。

道路後退用地等寄附申出書	5
(様式第1号)	
土地登記承諾書	6
登記原因証明情報	7
道路後退用地等分筆費用補助金交付申請書	8
(様式第2号)	
補助事業等 計画変更・中止（廃止）申請書	9
(様式第4号)	
道路後退用地等分筆費用補助金交付請求書	10
(様式第6号)	

②本庄市道路後退用地整備要綱

第1条	目 的	11
第2条	用語の定義	11
第3条	適用の範囲	11
第4条	建築主等の責務	11
第5条	市の責務	12
第6条	固定資産税等の非課税措置	12
第7条	適用の除外	12
第8条	補 則	13

【様 式】※提出に必要な書類のみを掲載しています。

市道（水路）と民有地の境界確認申請書	14
（様式第1号）	
関 係 地 主 一 覧 表	15
委 任 状	16
後退用地の無償使用承諾書	17
（様式第2号）	
無償使用承諾添付書類	18

③本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱（別冊）

■道路後退をして寄附・無償使用承諾されるみなさんへ 19

道路後退用地手続き（寄附・無償使用承諾）の流れ

要綱の流れ	建築主等の手続き及び提出書類	本庄市の業務及び担当課
<p>①建築計画 ↓ ②事前相談 ↓ ③道路境界確定 ↓ ④測量 ↓ ⑤申請手続き (AかBを選択) ↓ ⑥確認済証交付 ↓ ⑦建築工事着工 ↓ ⑧建築工事完了</p>	<p>※建築行為によらない道路後退、又はすでに道路後退済みで手続きを行っていない場合はご相談ください。</p> <p>□要綱に該当する道路であるか否かの相談 建築時 → 建築開発課 その他 → 道路管理課</p> <p>※寄附を行う場合で、後退用地に<u>抵当権等</u>が設定されているものは、<u>抵当権等の解除</u>をしておいてください。</p> <p>□市道（水路）と民有地の境界確認申請書の提出 □現地立会い ※寄附の場合は、民有地の境界も確定してください。</p> <p>□後退部分の面積測量 ※寄附の場合、<u>申出前までに分筆登記を済ませて</u>ください。 ※<u>分筆登記費用の補助</u>があります。</p> <p>□ A 後退用地の寄附申出書の提出 ・後退用地の<u>支障物撤去</u> ・後退杭の埋設（赤杭） □寄附申出→審査→交付決定通知→補助金交付請求書→所有権移転 寄附申出書は道路管理課に提出する。</p> <p>□ B 後退用地の無償使用承諾書の提出 ・後退用地の<u>支障物撤去</u> ・後退杭の埋設（赤杭：支給） □無償使用承諾提出（2部）→審査→副本の返却 無償使用承諾書は建築開発課に提出する。</p> <p>※以上については、建築確認申請前までに行ってください。</p> <p>□建築確認申請書の提出</p> <p>※確認済証が発行されれば、補助金交付決定前でも着工できます。</p> <p>□道路後退部分の整備 ※建築工事等完了後、道路整備課にて<u>随時道路後退部分の整備</u>を行います。</p>	<p>■道路調査・回答 (道路管理課、建築開発課)</p> <p>■現地立会い・道路境界の確定 (道路管理課)</p> <p>■後退杭の支給 無償使用承諾の場合 赤杭 (建築開発課) ■分筆補助 (道路管理課)</p> <p>■現地調査・後退杭の確認 (道路管理課) ■補助金交付決定通知書を申請者に通知した後、補助金交付請求書の口座に補助金を振込みます。 ■所有権移転登記 (道路管理課)</p> <p>■現地調査・後退杭の確認 (建築開発課) ■税の非課税措置 (課税課) ※固定資産税等については無償使用承諾書が受理されると非課税となります。</p> <p>■確認申請書の審査 (市・県又は指定確認検査機関)</p> <p>■後退用地の整備工事 (道路整備課)</p> <p>■後退表示板の設置 (建築開発課)</p>

○本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱

平成18年1月10日

告示第193号

改正 平成20年9月19日告示第234号

令和3年3月31日告示第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における道路等の整備を促進し、住環境の整備を図り、快適で住みよい都市をつくるため、道路後退用地等を分筆して本庄市(以下「市」という。)に寄附しようとする者に対し、予算の範囲内で本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則(平成18年本庄市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「後退用地等」とは、寄附申出者が所有している土地であって次のいずれかに該当する部分をいう。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路後退用地
- (2) 隅切り
- (3) その他特に市長が必要と認めた道路用地

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる土地は、次に掲げる要件を備えたものであって、かつ、市に寄附するものでなければならない。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市道に接している後退用地であること。
 - イ 公道と公道の交差する隅切りであること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 境界が杭等で明確に表示されていること。
- (4) 後退用地等は、建築物、工作物、樹木等がなく、かつ、既存道路と同じ高さとなっており、道路用地として支障がない状態であること。ただし、特に市長が認めたものについては、この限りでない。
- (5) この要綱の施行日以降に分筆されたものであること。

(適用の除外)

第4条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 土地区画整理事業の施行区域内における道路後退行為

(2) その他道路の整備が困難であると認められる場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条に規定する後退用地等に係る分筆費用の実費とする。ただし、一団の土地につき1件とし、1件につき分筆費用が15万円を超えた場合は15万円を限度する。

(補助金交付の申請)

第6条 道路後退用地等を分筆して市に寄附しようとする者であつて、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、道路後退用地等寄附申出書(様式第1号)及び道路後退用地等分筆費用補助金交付申請書(様式第2号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、道路後退用地等分筆費用補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 申請者は、補助事業等の計画を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合には、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合は、補助金交付決定変更・中止(廃止)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 申請者は、第7条の規定により市長から補助金の交付決定の通知があつたときは、道路後退用地等分筆費用補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があつた場合は、速やかに所有権移転登記手続を行い、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又

は受けたことが判明したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合については、補助金等交付決定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(検査)

第11条 市長は、必要に応じ補助事業について検査を行うことができる。

(補助金の交付手続の特例)

第12条 この要綱に基づく補助金の交付の手続については、規則第25条の規定に基づき、規則第15条に規定する実績報告及び規則第16条に規定する確定通知を省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（令和3年3月31日告示第101号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

様式第1号(第6条関係)

道路後退用地等寄附申出書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所 _____

氏 名 _____

私所有の下記の土地を市道路敷地として寄附いたしたく添付書類を添えて申し出ます。
なお、整備工事を行うまで私において、維持管理することを誓約いたします。

※ 添付書類

案内図、地積測量図、公図、分筆登記後の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)、
座標一覧表、土地登記承諾書、印鑑証明書、資格証明書(法人等が地権者の場合)、
登記原因証明情報

記

大 字	字・丁目	地 番	地 目	地 積 m ²	備 考

※ 寄附条件が合わない場合、取下げを願います。

土 地 登 記 承 諾 書

私所有後記の土地を道路敷地として、 年 月 日本庄市へ寄附したので、その
所有権移転登記をすることを承諾いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

実印

(あて先)本庄市長

記

不 動 産 の 表 示	本 庄 市				
	大 字	字・丁目	地 番	地 目	地 積 m ²
			番		
			番		
			番		
			番		
			番		

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 本 庄 市
義務者 _____

(2) 不動産の表示

所 在 本 庄 市
地 番 _____ 番
地 目 _____
地 積 _____ 平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し 年 月 日本件不動産を本庄市道路後退用地整備要綱に基づき、寄附し、甲はこれを受託しました。
- (2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

_____年 月 日 _____法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(甲) 埼玉県本庄市本庄
埼玉県本庄市長

(乙) 住 所
氏 名 ㊟

様式第2号(第6条関係)

道路後退用地等分筆費用補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所

氏 名

T E L

次のとおり分筆費用の補助を受けたいので、本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

※ 補助年度	年度	補助金の名称	道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金
補助事業等の名称			
寄附した土地の所在		本庄市	
農地転用・開発許可・建築等の目的			
上記目的の工事完了予定時期		年 月 日頃	
分筆登記にかかった費用		円	
補助金額		円	
添付書類		1 領収書(事務完了後、返却します)	

※ 担当課処理欄

決定通知発送日 /	請求書提出日 / 補助金交付日 /	所有権移転申請日 / 移転完了日 /
--------------	----------------------------	-----------------------------

注 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号(第8条関係)

補助事業等 計画変更 申請書
中止(廃止)

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所

氏 名

T E L

本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 令 年 月 日		年 月 日		指令番号	指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金		
補助事業等の名称					
補助事業等の内容		変更前 変更後			
変更又は中止 (廃止)の理由					
添 付 書 類		1 2 3 4 5			

様式第6号(第9条関係)

道路後退用地等分筆費用補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)本庄市長

請求者(申請者) 住 所
氏 名
T E L

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助金について、
本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱第9条第1項の規定により
請求します。

(振込先のみ記入してください)

補助年度	年度	補助金の名称	道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金		
指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令第 号		
補 助 金 決 定 額	円				
振 込 先	銀行	支店	どちらかに○を付けてください。 普通・当座		
	農協	支所			
	口座名義		口座番号		
添 付 書 類	1 道路後退用地等分筆費用補助金交付決定通知書の写し 2 3				
そ の 他					

○本庄市道路後退用地整備要綱

平成18年3月23日

告示第241号

改正 平成20年9月19日告示第234号

平成24年7月23日告示第222号

平成28年3月25日告示第88号

令和2年12月28日告示481号

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の趣旨をふまえ、建築主等の理解及び協力のもとに、道路後退用地を整備して狭あい道路の拡幅を促進し、もって安全で良好な市街地の形成及び居住環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為 法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならない建築物を建築する行為をいう。
- (2) 工作物等 門、塀、生垣、樹木等をいう。
- (3) 後退用地 建築行為に係る敷地で、法第42条第2項の規定により道路とみなされる部分をいう。
- (4) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主（建築主と土地の所有者、管理者又は占有者が異なる場合は、当該土地の所有者、管理者又は占有者を含む。）をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、法第42条第2項の規定による道路で市道又は市長が特に整備の必要があると認めたものに適用する。

(建築主等の責務)

第4条 建築主等は、建築行為を行う場合、市道（水路）と民有地の境界確認申請書（様式第1号）を市長へ提出し、敷地と道路との境界について市と境界確

認を行い、建築確認申請前に境界線を確定しなければならない。

- 2 建築主等は、前項の境界線が確定した後、速やかに後退用地を確定し、その後退線上に市で支給する赤色の杭を設置し、建築確認申請前に後退線を明確にしなければならない。
- 3 建築主等は、後退用地に既存の建築物、工作物等がある場合は、これらを除却した後に建築確認申請書を提出するものとする。
- 4 建築主等は、道路と後退用地に高低差がある場合は、道路と後退用地とを同じ高さに整地し、路肩の適切な保護処置を講じなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 5 建築主等は、後退用地の無償使用承諾書（様式第2号）を市長へ提出し、市に対し後退用地の無償による使用を承諾するものとする。
- 6 建築主等が後退用地を寄附するときは、前項の規定にかかわらず、本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱（平成18年本庄市告示第193号）の手続による。

（市の責務）

第5条 市は、後退完了後、原則として既存道路の形態と同様な後退用地の整備工事を行い、更に維持管理を行うものとする。

- 2 市は、後退が完了した工作物等に後退表示板を設置するものとする。

（固定資産税等の非課税措置）

第6条 市長は、建築主等から後退用地の無償使用承諾書の提出を受け、これを受理した場合、後退用地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

（適用の除外）

第7条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- （1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発区域が1,000平方メートル以上の開発行為（非線引区域内は3,000平方メートル以上の開発行為）
- （2） 土地区画整理事業の施行区域内における建築行為
- （3） 法第42条第1項第5号（道路位置指定）に規定する道路の築造工事に伴う道路後退部分の整備

(4) その他道路の整備が困難であると認められる場合

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(本庄市建築行為に係る道路後退用地の整備要綱の廃止)

2 本庄市建築行為に係る道路後退用地の整備要綱（平成18年本庄市告示第171号。以下「後退用地の整備要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、後退用地の整備要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成24年7月23日告示第222号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第88号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の固定資産税及び都市計画税の課税から適用する。

附 則（令和2年12月28日告示第481号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

市道(水路)と民有地の境界確認申請書

申請地 本庄市 _____ 地先道路

申請地 住所 _____

所有者 氏名 _____

- 申請理由
- 1 建築確認申請に係る境界確認
・道路後退用地部分の寄附の意思 (有 ・ 無)
 - 2 官民境界不明による境界確認
 - 3 その他(_____)

※添付図書

位置図、公図の写し、関係地主一覧表、申請地及び関係地の測量図・分筆図及び登記事項証明書、委任状、印鑑証明書

年 月 日

申請人 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(あて先)本庄市長

- 備考
- 1 申請人は、申請地所有者又は代理人。代理人により申請する場合は、委任状(別紙)を付けてください。
 - 2 当日は関係地主に印鑑持参の上、立ち会ってもらうよう連絡をお願いします。関係地主とは、道路又は水路を挟み、申請地と対向する土地の地主と両側の隣接地主をいう。

委任状

住 所

私は、氏 名

を代理人と定め

連絡先☎

下記の権限を委任します。

記

1. 市道（水路）と民有地の境界確認申請に関する一切の件。
2. 市道（水路）と民有地の境界確認立ち会いに関する一切の権限。
3. 市道（水路）境界に関する証明願等の申請、受領に関する一切の件。

（注意）該当する項目の番号を○で囲みください。

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

㊞（登録印）

連絡先☎

（あて先）本庄市長

様式第2号(第4条関係)

後退用地の無償使用承諾書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所 _____
建 築 主 氏 名 _____ (実印)
電話番号 _____

住 所 _____
土地所有者 氏 名 _____ (実印)
電話番号 _____

本庄市道路後退用地整備要綱第4条の規定に基づき、下記の土地を本庄市が公共の用に供する道路として整備し、無償で使用することを建築主及び土地所有者として承諾いたします。

なお、第三者に土地の権利を譲渡又は設定する場合においても、上記の要件を承継させます。

記

大 字	字・丁目	番 地	地 目	後 退 用 地 等 の 形 状		備 考
				面 積 (m ²)	延 長 (m) × 幅 (m)	
		番				
		番				
		番				
		番				

無償使用承諾書添付書類

- ① 案内図
- ② 印鑑証明書
- ③ 後退部分についての測量図
- ④ 公 図
- ⑤ 土地の登記事項証明書
- ⑥ 委任状(代理人によって手続を行う場合)

提出部数 2部(正本1部 副本1部)

- *1 副本の印鑑証明書及び土地の登記事項証明書は写しで結構です。
- 2 土地所有者が複数の場合は、各々別紙に記名及び押印してください。
- 3 無償使用承諾書の副本は、土地所有者等が大切に保管しておいてください。
- 4 委任状については任意様式で結構です。

道路後退をして寄附・無償使用承諾されるみなさんへ

狭あい道路の拡幅整備にご協力いただくにあたり、道路後退用地としてみなさんから寄附または無償使用承諾される土地を道路として使用する際の管理等についてお知らせいたします。

●道路後退プレートについて

道路後退をして新たに築造した塀等に市が道路後退を示すプレートを貼らせていただきます。プレート貼付にご協力いただける方は下記までご連絡ください。

問い合わせ先

都市整備部 建築開発課 建築指導係
電話：0495-25-1140

この塀(生垣)等は建築基準法の規定により後退した位置に設けてあります。
本 庄 市

●道路後退部分の整備・維持管理について

道路後退完了後、既存道路と同様な道路後退用地の整備工事を行い、市が維持管理を行います。

問い合わせ先

都市整備部 道路整備課 道路維持係
電話：0495-25-1134

●非課税措置

無償使用承諾が受理されますと、道路後退用地に係る固定資産税及び都市計画税が非課税となります。

問い合わせ先

総務部 課税課 資産税土地係
電話：0495-25-1121

■道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。

道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりしますと災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。



MEMO

Large empty rounded rectangular box for notes.

道路後退用地の手引き (寄附・無償使用承諾)

発行：埼玉県本庄市
編集：都市整備部建築開発課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
電話：0495-25-1140 (直通)
FAX：0495-24-0242
URL：<https://www.city.honjo.lg.jp/>

道路後退用地

